

保育所入所申込書の提出にあたっての注意事項

○提出時必要書類関係

1. 就労証明書等は、父、母それぞれで必要です。
2. 就労証明書等は、令和9年4月1日時点（保育園入所後）の状況で記入してください。
3. 育児休業中はご家庭で保育ができるため、保育所の利用申請を行う場合は、原則、令和9年5月1日までに復職していただく必要があります。就労証明書にも復職予定日をそのように記入してください。保育園に預けた後も長期に渡って復職されない場合は、保育の必要性の認定を行えません。また、育児休業中の方には、復職後に復職証明書を提出してもらいます。
4. アレルギーのある児童は、保育園が決まったのちに医師の診断書等を提出してください（市指定の様式を窓口、ホームページに用意してあります。）。なお、アレルギーがある場合、保育園での給食では対応出来ず、お弁当を持参していただく必要がある場合があります。
5. 児童が病気や疾患等を患っている場合で、保育園に症状を伝えておきたい場合は、保育園生活でどういった見守りが必要か、支障があるか等が明記された医師の意見書等を添付してください。
6. 提出が受付期間を過ぎた場合は、二次選考として取扱います。
7. 令和9年4月1日までに御坊市から転出される予定の方は、申込先が転出先の市町村になる場合がありますので、ご相談ください。
8. 現在、市外住所であっても、令和9年4月1日までに御坊市に転入予定の方は、市民と同様に優先順位をつける取扱いとします。ただし、その際は、申立書に転入予定日と転入予定住所、家族構成等を記入してもらってください。

○選考関係

1. 入所募集定員を超える希望児童数があつた場合は、選考基準により優先順位を決定します。
2. 優先順位の点数について、勤労外勤、自営の場合は、就労日数と1日の就労時間で点数が変わります。また、疾病は病状の程度、障害は手帳の等級、介護看護は家庭内外、常時、否常時等で点数が変わります。
3. 現時点で就労をしておらずとも令和9年4月1日時点で就労予定の場合、就労証明書を提出していただければ、勤労として点数付けをします。令和9年4月1日から就労予定でも令和8年11月30日までに就労証明書が提出されない場合は、求職等で点数付けをします。